

※文字の大きさは Meiryo UI /12 ポイント以上とし、行間・文字間、上下左右の余白は変更しないでください。
 ※具体的に示したい図、写真、表、グラフなどは、(写真 1) (表 1) などと文中に記載し、右ページに(写真 1) (表 1) などと表記の上、貼り付けてください。
 ※文章と図等を組み合わせながら作成することも可能です。各項目の枠の上下幅は変更可能です。
 ※いずれの場合も、必ず A 3 片面 1 枚におさまるように作成してください。ファイルサイズは 5 MB 以下としてください。

※事務局記入欄

【様式 2】

No. D-70

部門名：	エントリー名：
校内研修プログラム開発・実践部門	福岡県立小倉工業高等学校 橋本 典和 平成 30 年度 第 1 回 中堅教員研修
活動名	
安全配慮義務 校内研修を実施して	
解決すべき課題：	
安全配慮義務について職員に意識をもたせる。 各部活動の競技性を考えた対策を考えてもらう。 法的根拠に基づけるよう環境整備を行う。	
目標・方針：	
日本国内で起こっている熱中症死亡事故についてその内容を知っていただく。 運動部活動が盛んな本校でも起こりうる内容を取り上げ、日々の活動に役立ててもらう。	
活動内容：	
<p>1 高等学校での熱中症の状況説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校管理下での熱中書死亡事故のうち、高校生が 69% を占める。 ・高等学校の熱中症による死亡事故件数は 54 件 (H2 ~ 24) にのぼる。 ・発生は 7 ~ 8 月に全体の約 90% が発生している。 ・夏休みは部活動の活動時間がいつもと異なること。 <p>以上のことについて説明を行った。</p> <p>2 事例紹介</p> <p>事例① テニス部員の熱中症事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外の練習場での練習中の出来事であったこと。 ・部活動指導者(教員)が出張で不在中の出来事であったこと。 ・考査後初めての練習であったこと。 ・季節外れの蒸し暑い 5 月であったこと。 ・2 億 3000 万円の賠償金の判決が下されたこと。 <p>事例② 剣道部員の熱中症事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸や窓を開けた状態での屋内練習であったこと。 ・十分な水分補給をさせなかったこと ・指導者(教員)が熱中症ではないと勘違いしたこと。 ・意識障害があるにもかかわらず、適切な措置を取らなかったこと。 ・5500 万円の賠償金の判決が下されたこと。 <p>事例③ ハンドボール部員の熱中症事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 時半から練習を開始し、ランニングメニューが多かったこと。 ・午前 10 時で 31.3℃ に達していたこと。 	

- ・当日に至るまでの暑熱順化が不十分であったこと。
- ・4500 万円の賠償金の判決が下されたこと。
- ・自己の体調管理に対する能力の未熟さ考えられたこと。

この 3 つの事例をもとに話し合い、次のような意見が出された。

- ・こまめな水分・塩分補給が必要である。
- ・生徒の個々の状況を把握(健康観察)する。
- ・活動環境の改善が必要である。
- ・活動環境(気温や湿度等)の把握が必要である。
- ・応急措置の方法を知っておく必要がある。
- ・救急体制の確立が必要である。
- ・熱中症以外の事故についても検討する必要がある。

3 教員個人に対する賠償金請求

国家賠償法 1 条は、公務員がその職務を遂行する際に、過失によって他人が損害を受けたときには、国や自治体はその賠償責任を負うと規定しているため、公立校の教員が学校の教育活動に従事していて、そこで死亡事故が起きて、それが教育活動である限りは、国や自治体が賠償金を肩代わりしてくれる。しかし、同法 1 条 2 項には、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有することが明記されている。つまり、教員に重大な過失がある場合には、国や自治体は肩代わりした賠償金を教員個人に請求できる。ということは、教員個人が賠償責任を負うことになることを説明した。

4 本校での環境整備

本校では、熱中症等の対策として、以下の 3 点について整備していただいた。

- ① W B G T 計
- ② 屋内用大型扇風機
- ③ 落雷検知機

5 通知文

文部科学省や福岡県教育委員会の熱中症に関する通知文を紹介した。

活動の成果：

安全配慮義務に対して、職員の意識が高まった。
 指導者等の配慮・注意により回避可能なものであることを理解していただいた。
 熱中症に対する応急措置の方法について研修を行った。

アピールポイント(アイディアや工夫)：

本校でも起こりうる内容を取り扱った。
 厳しい判決となった事例を取り上げた。
 その他の起こりうる事象(いじめ、食物アレルギー等)に対する研修へと発展した。